

東京都公報

発行
東京都

目次

告示（労）

○地方公営企業等の労働関係に関する法律による労働組合について、職員のうち労働組合法に規定する者の範囲……………一

公告

○土地改良区役員の就退任……………一
……………（産業労働局農林水産部農業振興課）……………一

告示（労）

●東京都労働委員会告示第二号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を認定したので、次のとおり告示する。

令和七年六月十九日

東京都労働委員会

- 一 地方公営企業の名称 東京都水道局
- 二 労働組合の名称 (一) 全水道東京水道労働組合

三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲
勤務箇所
規定する者

本局

次長、技監及び理事

部長及び担当部長

課長、隊長、担当課長及び専門課長

総務部総務課課長代理（秘書担当）、課長代理（秘書事務担当）、課長代理（調整担当）、課長代理（総務担当）、課長代理（文書担当）及び課長代理（法務担当）

総務部主計課課長代理（経営戦略担当）、課長代理（経営企画担当）、課長代理（予算総括担当）、課長代理（予算調査担当）、課長代理（改革推進担当）、課長代理（団体連携担当）、課長代理（団体連携調査担当）及び課長代理（団体連携推進担当）

総務部企画調整課課長代理（企画調整担当）

職員部人事課課長代理（管理担当）、課長代理（人事担当）、課長代理（人事調査担当）及び課長代理（給与担当）

職員部労務課課長代理（労務担当）及び課長代理（労務調査担当）

職員部監察指導課課長代理（服務指導総括担当）、課長代理（服務指導担当）、課長代理

（業務指導総括担当）、課長代理（業務指導担当）、課長代理（コンプライアンス推進担当）及び課長代理（コンプライアンス監理担当）

多摩水道改革推進本部
担当課長及び専門課長

給水管理事務所
所長及び課長

給水事務所
所長

研修・開発センター
所長及び課長

水運用センター
所長及び課長

水質センター
所長及び課長

水源管理事務所
所長、課長及び専門課長

取水管理事務所
所長

貯水池管理事務所
所長

支所
支所長及び課長

営業所
所長

浄水管理事務所
所長及び課長

浄水場
場長

建設事務所
所長及び課長

四 認定年月日 令和七年六月三日

公告

土地改良区役員の就退任について

府中用土地改良区理事長北島薫から令和七年五月二十六日付けで役員の就退任届があったので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十九項の規定により公告する。

令和七年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一
退任

退任年月日 令和七年四月二十五日

役職名 住 所 氏 名 備考

理事 国立市谷保四丁目七番 北島 薫 理事長

地の一

同右 府中市南町六丁目四十 高野 茂久 副理事

四番地の五

同右 国立市谷保五千二百十 佐藤 満雄 副理事

九番地

同右 府中市本宿町一丁目二 小澤 嘉一

十五番地の四

同右 府中市分梅町一丁目二 小澤 進

十六番地の四

同右 国立市富士見台四丁目 佐伯 和弘

六番地の三

監事 府中市西府町二丁目二 松本 昇

番地の一

同右 国立市谷保六千四十七 三田 栄作

番地の一

員外監 小平市栄町二丁目十番 内田 敏夫

二十五―四〇六号

二
就任

就任年月日 令和七年四月二十六日

役職名 住 所 氏 名 備考

理事 国立市谷保四丁目七番 北島 薫 理事長

地の一

同右 府中市西府町二丁目二 松本 昇 副理事

番地の一

同右 府中市分梅町一丁目二 小澤 進

十六番地の四

同右 府中市片町一丁目十一 住崎 岩衛

番地の三

同右 国立市富士見台四丁目 佐伯 和弘

六番地の三

同右 国立市谷保六千四百五 佐伯 達哉

十四番地

同右 国立市谷保千六百二十 矢澤 弥生

二番地

監事 府中市是政一丁目十一 鈴木 光男

番地の十九

同右 国立市谷保六千二百二番 遠藤 利光

地

員外監 小平市栄町二丁目十番 内田 敏夫

二十五―四〇六号

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

